

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則

平成12年3月24日
岐阜県規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、ゴルフ場が森林の保続培養、動植物の保護繁殖、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止その他の豊かで快適な環境の保全及び創出並びに土砂崩れ、土砂流出、出水その他の災害の発生の防止の見地から重要な施設であることにかんがみ、ゴルフ場の環境管理に関し県が事業者に対して行う指導の基準及び手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ゴルフ場 ホールの数が9以上であり、かつ、コースの総延長をメートルで表した数値をホールの数で除して得た数値が100以上のゴルフ場であつて、その敷地の全部又は一部が県の区域に属するものをいう。
- (2) 事業者 ゴルフ場を営んでいる者又は営しようとする者をいう。
- (3) 農薬 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する農薬をいう。

(環境管理基準等)

第3条 事業者がゴルフ場を営するに当たって講ずべき措置として知事が望ましいと認める基準は、別表のとおりとする。

2 事業者は、ゴルフ場を営するに当たっては、前項に規定する措置を講ずるほか、当該ゴルフ場の敷地内において、小動物の食餌となる樹木等の保全及び植栽、貴重な植生の保護及び育成その他の当該ゴルフ場及びその周辺地域における豊かで快適な環境の保全及び創出のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境管理協定)

第4条 事業者は、当該ゴルフ場の敷地の全部又は一部がその区域に属する市町村の長(以下「ゴルフ場所在市町村長」という。)から当該ゴルフ場及びその周辺地域における環境の保全及び創出並びに災害の防止に関し必要な事項を定める協定の締結を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(環境管理状況等の記録等)

第5条 事業者は、その営するゴルフ場に関し次に掲げる事項(次項において「環境管理状況等」という。)に係る記録をするとともに、当該記録を3年以上の間保存するものとする。

- (1) 農薬の使用状況
- (2) 排水及び飲料水の水質の監視状況
- (3) 調整池、沈砂池、排水路、法面、擁壁その他の施設及び森林の維持管理状況

2 事業者は、その営するゴルフ場における前年の環境管理状況等の概要及びその年における農薬の使用計画を記載した書面を、毎年1月末日までにゴルフ場所在市町村長を経由して知事(県事務所の所管区域にあつては、県事務局長。次項、次条第一項、第七条第一項及び別表五の項において同じ。)に提出するものとする。

3 前項に規定する書面の提出を受けた知事は、保健所長(保健所に置かれる事務所の長を含む。以下、同じ。)、病虫害防除所長その他の県関係機関の長に対しそれぞれの所管に係る書面を送付するものとする。

(事故発生時の措置)

第6条 事業者は、ゴルフ場の営に伴い公害の発生その他のゴルフ場及びその周辺地域の環境の保全及び災害の防止に支障を及ぼす事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認められると

きは、直ちに応急の措置を講ずるとともに原因の調査をし、当該調査の状況又は結果を、速やかにゴルフ場所在市町村長を経由して知事に報告するものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による報告に準用する。

(勧告等)

第7条 知事、保健所長、農林事務所長、病虫害防除所長及び土木事務所長(以下「知事等」という。)は、ゴルフ場の経営に伴い公害の発生その他のゴルフ場及びその周辺地域の環境の保全及び災害の防止に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該支障を除去するための必要な措置を講ずるよう助言又は勧告をするものとする。

2 知事等は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な報告を求め、又は職員をして行うゴルフ場の環境管理状況等の調査に応ずるよう要請するものとする。

(公表)

第8条 知事等は、前条第一項の勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事等は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、岐阜県行政手続条例(平成7年岐阜県条例第36号)第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与の例により、当該事業者に対し、意見陳述のための手続をとらなければならない。

(知事の総合調整等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、関係職員をして行わせる調査に応ずることを要請し、又は第1条に規定するこの規則の目的を達成する見地から必要な助言若しくは勧告をする措置を講ずるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、ゴルフ場の環境管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月7日 規則第198号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日 規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月23日 規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日 規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	内 容
<p>一 農薬の適正使用等に関する基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用する農薬は、法第三条第一項又は法第三十四条一項の登録を受けたもののうちから、その特性、防除しようとする病害虫の種類及び発生態様等に応じ、当該病害虫以外の動植物への影響が最も少ないと認められるものを選択すること。 2 農薬を使用するに当たっては、法第十六条の規定により当該農薬に表示された適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の事項を遵守すること。 3 使用する農薬（次に掲げるものを除く。）の総量は、ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱の施行の日（平成二年七月十日）前における芝地での使用量の二分の一以下を目標としてその低減をすること。 <ol style="list-style-type: none"> イ B T 剤 ロ マシン油剤 ハ 除虫菊剤（除虫菊を調整したものに限る。） ニ 法第一条の二第二項の規定により農薬とみなされる天敵 ホ フェロモン剤 へ 無機硫黄剤 ト 全硫化態硫黄剤 チ 無機銅剤（塩基性塩化銅、塩基性硫酸銅、無水硫酸銅、水酸化第二銅、銅アンモニウム錯塩又は硫酸銅五水塩をいう。） リ こうじ菌産生物剤 ヌ しいたけ菌糸体抽出物剤 ル 炭酸カルシウム剤 ヲ カゼイン剤（展着剤） ワ その他天然系の農薬 4 散布により農薬を使用する場合は、気象、地形等の環境条件を十分考慮し、ゴルフ場の利用者及び従業員並びに周辺の住人並びに防除しようとする病害虫以外の動植物に被害を及ぼさないようにすること。 5 農薬は、施錠することができる保管庫その他農薬の盗難、飛散、流出等を防止するための施設においてこれを保管すること。 6 農薬使用管理責任者（農薬の安全かつ適正な使用及び保管に関する事務を総括する者をいう。）を置くこと。 7 農薬の適正使用等に関し、農薬使用管理責任者その他の従業員の資質の向上に努めること。

<p>二 排水水の監視に関する基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水水中の農薬濃度は、排出口等において、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和二年三月二十七日付け環水大土発第二〇〇三二七一号環境省水・大気環境局長通知）」に定める指針値を超えないこと。 2 排水口等における排水水中の農薬濃度を年二回以上検査し、排水水の状況を把握すること。 3 排水の色、濁り等について常に監視を行うとともに、排出路に魚を放飼し、その生息状況を常に把握すること。 4 浄化槽その他の排水処理施設を適正に維持管理すること。
<p>三 飲料水の監視に関する基準</p>	<p>ゴルフ場内で使用される飲料水（水道事業により供給される水以外のものに限る。）は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）に規定する基準に適合するものであるとともに、農薬濃度については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成十五年十月十日付け健発第一〇一〇〇〇四号厚生労働省健康局長通知）」に定める目標値の数値以下のものであること。</p>
<p>四 災害の防止に関する基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調整池、沈砂池、排出水路その他の防災施設について、定期及び随時に点検を行い、その機能を保持するために必要な措置を講ずること。 2 法面、擁壁その他の施設の状況について、定期及び随時に点検を行い、災害の防止を図るために必要な措置を講ずること。 3 森林を適切に管理するとともに、病害、倒木等が生じたときは速やかに必要な措置を講ずること。
<p>五 その他の事項に関する基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故その他の緊急の事態が発生した時におけるゴルフ場所在市町村長その他の関係者への連絡体制及び当該事態への対応体制を整備すること。 2 従業員に対し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境の適正な保全のために必要な知識の提供及び啓発並びに適切な指導を行うこと。 3 当該ゴルフ場に関し次に掲げる行為のいずれかに該当する行為をする場合は、ゴルフ場及びその周辺地域の環境の適正な保全の方法に関し、あらかじめ知事に協議すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 樹林地を含む土地の区画形質の変更を伴う行為 ロ 三千平方メートル以上の土地の区画形質の変更を伴う行為 ハ イ又はロに掲げるもののほか、調整池、沈砂池等の改造その他環境の保全又は災害の防止に支障を来すおそれが大きいものと認められる土地の区画形質の変更を伴う行為